

国民健康保険税条例改正について

■令和5年12月議会提出案件

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

○ 概要

地方税法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

○ 施行期日

令和6年1月1日

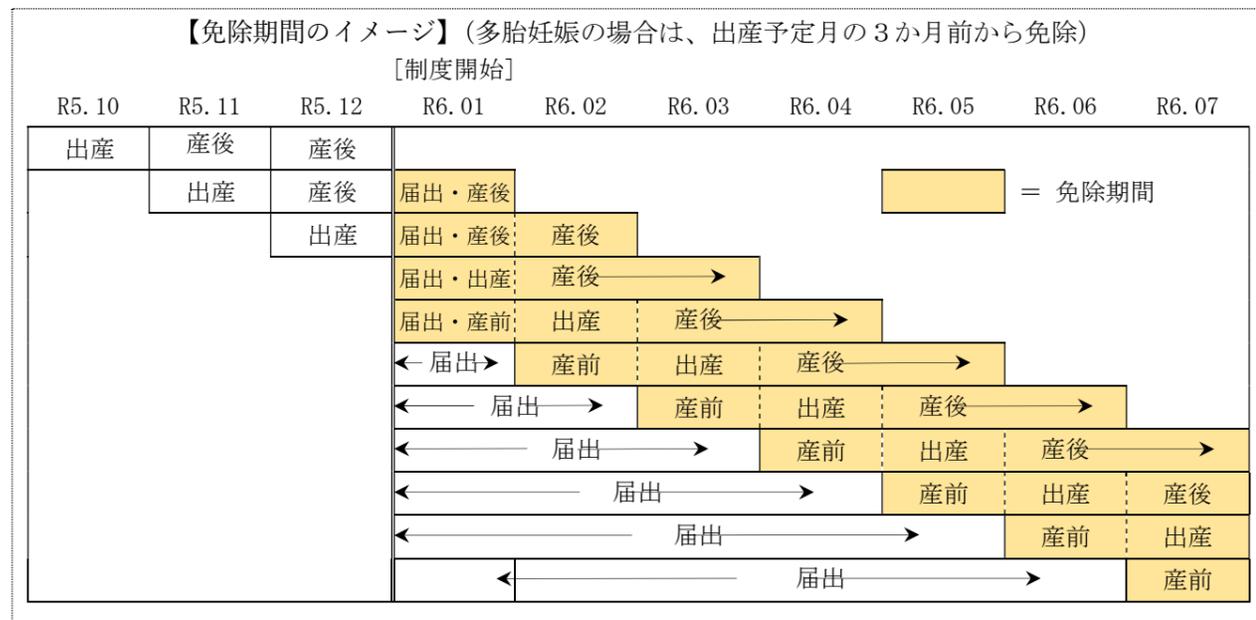
○ 出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額

【第23条第3項関係】

出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額のうち、出産予定月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る額を減額する。

○ 出産被保険者に係る届出【第24条の3関係】

世帯に出産被保険者がある場合は、当該出産被保険者の氏名、出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別等を届け出なければならないこととし、当該届出は、出産予定月の6か月前から行うことができることとする。



●減額対象

	3月前	前々月	前月	出産月	翌月	翌々月	減額
単胎妊娠			減額	減額	減額	減額	4月分
多胎妊娠	減額	減額	減額	減額	減額	減額	6月分

届出は出産予定月の6月前から行うことができる。

●令和5年度 国民健康保険税税率

区分	所得割	均等割	平等割
医療給付分	6.19%	25,800円	18,400円
後期支援分	2.41%	10,100円	7,300円
介護納付分	2.35%	12,200円	5,900円

令和5年12月13日福祉委員会にて賛成（全員・多数）

令和5年12月20日賛成（全員・多数）議決

■令和6年度 国民健康保険税賦課限度額

10月27日、社会保障審議会・医療保険部会にて、厚生労働省は令和6年度に保険料（税）の賦課（課税）限度額を2万円引き上げる方針を提案し、了承された。

	令和5年度	⇒	令和6年度	
医療給付分	65万円	⇒	65万円	同額
後期支援分	22万円	⇒	24万円	2万円増
介護納付分	17万円	⇒	17万円	同額
計	104万円	⇒	106万円	

被用者保険との公平を図る観点から、限度額に達する割合を1.5%とするよう見直しが行われる。

○今後の予定

地方税法施行令の一部改正がされた場合、課税限度額の引上げ等の条例改正が必要となる。